

10月1日
から

適格請求書等保存方式 インボイス制度開始!!

適格請求書（インボイス）とは？ 正確な適用税率や消費税額などを伝えるもの

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるもので、具体的には現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指します。

インボイス制度とは？ より正確な消費税の課税・控除が可能に

売り手側 登録事業者の役割として、買い手である取引相手（課税事業者）から求められた時は、インボイスを交付しなければなりません。そして、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買い手側 仕入税額控除の適用を受けるために原則として、取引相手（売り手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存などが必要となります。なお、適格請求書がなければ仕入税額控除は適用されません。

みどり市

事業者登録が必要な市の各会計における適格請求書発行事業者登録番号を以下のとおりお知らせします。

問い合わせ先 財政課 ☎(76)0963

名称	登録番号	登録年月日
みどり市（一般会計）	T 2000020102121	令和5年10月1日
みどり市太陽光発電事業特別会計	T 2800020003635	
みどり市国民健康保険（診療所勘定）特別会計	T 9800020002416	
みどり市戸別浄化槽事業特別会計	T 3800020003023	
みどり市農業集落排水事業特別会計	T 5800020003021	
みどり市富弘美術館事業特別会計	T 4800020003022	
みどり市簡易水道事業会計	T 8800020003019	
みどり市公共下水道事業会計	T 6800020003020	

東町内 簡易水道料金

簡易水道料金については「水道使用量のお知らせ」（検針票）をインボイスとし、インボイス発行事業者としての登録番号、適用税率および消費税額を記載します。利用者の水道料金は次のように改正されます（最大で消費税が1円変わります）。

▶ 9月検針までの水道料金

（基本料金+超過料金）×10%（1円未満切り捨て）+メーター使用料×10%（1円未満切り捨て）

▶ 10月以降検針の水道料金

（基本料金+超過料金+メーター使用料）×10%（1円未満切り捨て）

登録番号 T8800020003019

問い合わせ先 東市民生活課 ☎(76)0984

水道料金・下水道使用料

水道料金・下水道使用料については「水道使用水量のお知らせ」（検針票）をインボイスとし、インボイス発行事業者としての登録番号、適用税率および消費税額を記載します。

下水道使用料については、群馬東部水道企業団が水道料金と併せて徴収していますので、媒介者交付特例を適用し、群馬東部水道企業団の登録番号のみを記載します。

登録番号 T8000020109193

問い合わせ先

群馬東部水道企業団 みどり支所 ☎(32)3770

この請求書に記載の登録番号は以下のとおりです。
水道使用水量等のお知らせ (Notice of water usage)
群馬東部水道企業団 登録番号 T8000020109193

お名前	お電話番号
群馬東部水道企業団	0000-000000-00

令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月分
(令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 使用分)

水道料金	下水道使用料	媒介者手数料
〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

※税込消費税額 (適用税率10%) 〇〇〇〇円

金額	項目	金額	項目
〇〇〇〇円	水道料金	〇〇〇〇円	下水道使用料
〇〇〇〇円	媒介者手数料	〇〇〇〇円	水道料金
〇〇〇〇円	媒介者手数料	〇〇〇〇円	下水道使用料

記載追加箇所